

公共施設マネジメント推進計画等の改訂について

行革推進課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、公共施設全般にかかる総合的かつ計画的なマネジメントを本市全体で統一的、効率的に推進するため、平成29年3月に「枚方市公共施設マネジメント推進計画」を策定しました。また、公共施設の長寿命化の推進ならびに施設総量の最適化を推進するための考え方をまとめた「個別施設計画（総合編）」を令和3年3月に策定しました（以下、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」、「個別施設計画（総合編）」を併せて「現計画」という。）。現計画の期間が令和9年3月までであるため、改訂に向けた取組を進めるものです。

2. 内容

(1) 現計画の進捗

現計画に基づき、建築物ごとの維持管理にかかるコストや利用状況等に関する情報をまとめた施設カルテの作成や施設評価を実施するなどし、施設総量の最適化に向けた取組を進めてきました。

「個別施設計画（総合編）」では、『計画期間における市民一人当たりの延床面積は現状の1.9㎡を維持する』ことを目標としていますが、人口減少の進行等により市民一人当たりの延床面積及び維持管理費は増加傾向にあります。現計画の改訂にあたっては、今後の人口減少や長期財政の見通しを踏まえる必要があります。

市民1人当たり公共施設保有量

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和30年度
延床面積 (㎡)	725,547	729,308	731,902	728,892	761,367	774,076	772,748	770,165	770,852	770,852	770,852
人口 (人)	404,963	403,989	402,579	401,074	399,690	397,681	396,252	394,221	392,328	389,706	340,119
(㎡/人)	1.79	1.81	1.82	1.82	1.90	1.95	1.95	1.95	1.96	1.98	2.27

※延床面積は各年度末時点

※人口は各年度の1月1日時点の住民基本台帳

※令和10年度以降は、延床面積は令和6年度を使用し、人口は「令和5年11月 枚方市将来人口推計調査報告書」を反映して試算

（２）現計画の改訂イメージ

公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、計画に記載すべき事項等について、総務省の指針に示されているため、現計画の内容は基本的に継承します。また、大阪府が府内市町村への策定を促している公共施設再編計画に具備すべき内容等を踏まえ改訂を行います。

○大阪府が示す「再編計画」として具備すべき内容

- ・ 原則全ての公共施設を対象とすること
- ・ 計画期間は中長期的なもの（目安：２０年間）とすること
- ・ 合理的な数値目標を設定すること
- ・ 方針（集約化、複合化、民営化、長寿命化、廃止等）及び取組時期を施設毎に示すこと
- ・ 検討状況、進捗状況を記載し、適宜更新すること



○改訂後の計画に踏まえる内容

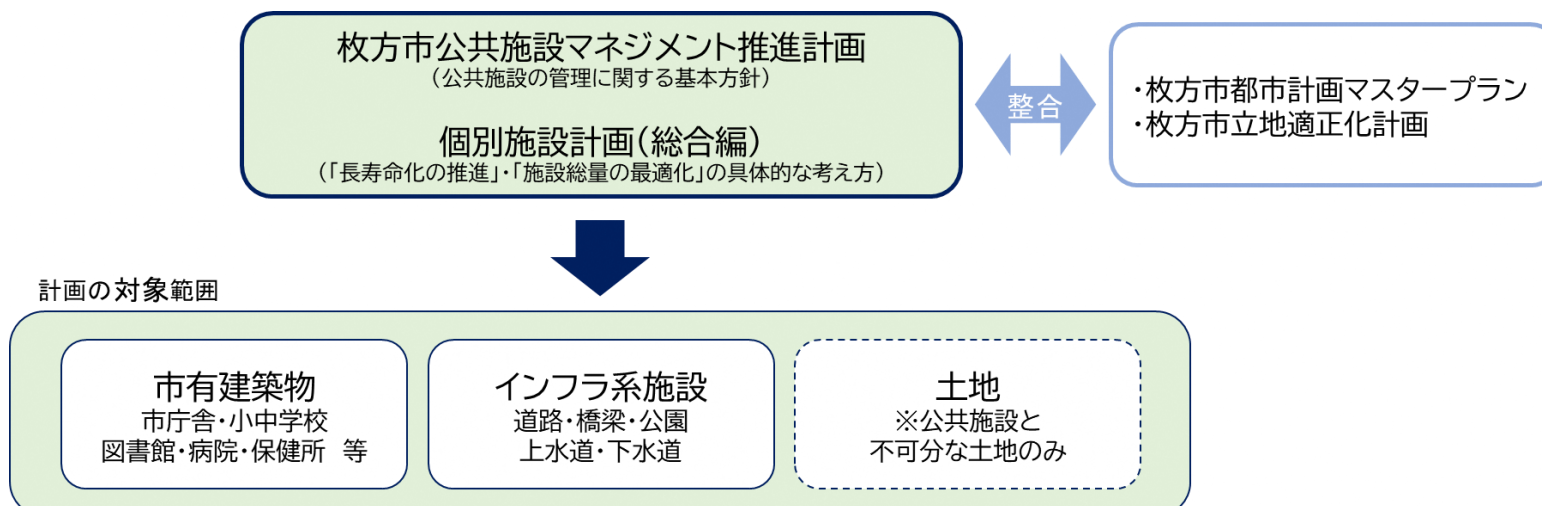
- ・ 計画の対象範囲は、枚方市が所有する建築物及び道路等のインフラ系施設
- ・ 計画期間は２０年（５年ごとに見直し）
- ・ 施設総量の最適化に係る数値目標を設定
- ・ 施設分類別方針※
- ・ 公共施設の適正配置に係る将来ビジョン※

※は５ページに説明あり

【改訂に向けた視点案】

1. 新庁舎整備後を見据えた既存の庁舎関連施設のより効率的・効果的な配置を検討。
2. 建築物の建替えの目安となる築後60年を迎える施設については、位置関係や施設機能等を踏まえ、他施設との集約化・複合化による統合を原則とし、集約化等が可能な他施設が存在しない場合は、現在の建築物の長寿命化等により対応。
3. 学校施設については、児童生徒数の推移や建築物の老朽度に応じて、小・中学校の位置関係や、市街化調整区域といった環境等を踏まえて統廃合を検討。
4. 発生した跡地については、原則として売却または貸付。ただし、政策的課題の解決のため必要不可欠である場合などは、他の行政用途への転用等を検討。

【本計画の位置づけと対象範囲】



※枚方市市有建築物保全計画や枚方市学校整備計画などと連携を図りながら取組を進めます。

[施設分類別方針]

「集会施設」「文化施設」「図書館」「小学校」「中学校」といった分類ごとに、利用者属性や今後の利用者数の見込みなど、それぞれの特性に応じて想定する方針を定めます。また、小中学校をはじめとする今後の利用者数の見込みが想定できる施設については個別施設ごとの方向性を記載します。

想定する方針

パターン	内容	イメージ
集約化	同一または類似用途の複数施設をより小さい施設規模や数に集約	
複合化	周辺の異種用途施設の空きスペースなどを活用して施設を複合	
改修・民間施設利用	不具合等の改修、あるいは、規模や設備、運営形態を踏まえて周辺の民間施設を活用	
転用	既存の施設を改修し、別用途の施設に転用	
減築・廃止	需要の低下や当初の目的が達成された施設を適正な規模に減築、または廃止	

[公共施設の適正配置に係る将来ビジョン]

「施設分類別方針」を念頭に、20年後及び30年後の公共施設の適正配置の将来ビジョンとして、地域（北部地域、中部地域、南西部地域、など）ごとの施設の種類や数、また、将来見込まれる人口構成を踏まえた、施設機能ごとの適正配置の姿を示します。

3. 実施時期等（取組スケジュール）

令和7年8月	総務委員協議会
令和8年11月	総務委員協議会（計画素案について）
12月	パブリックコメント
令和9年2月	総務委員協議会（計画案について）
3月	策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます

- ② 行財政改革プラン2024



5. 関係法令・条例等

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定（令和5年10月10日改訂））

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 13,112千円

支出内訳 公共施設マネジメント推進計画改訂等支援業務委託（令和7年度～令和8年度）